

## 民間企業等が実施するよこはま健康スタンプラリー対象事業について

民間企業等が行う講座、教室、イベント等で、よこはま健康スタンプラリーの対象事業となることができるものについては次のとおりの取扱いとします。

### 1 主催者

健康スタンプラリー対象事業の主催者となることができる団体は次のすべての要件に該当するものとします。

- (1) 主催者の存在及び役員構成が明らかであること
- (2) 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること
- (3) 事務遂行能力が十分であると認められること
- (4) 横浜市内に事業所等を置いており、平日9時から17時までの間の相当の間、連絡を取ることができる体制があること（横浜市健康福祉局のホームページ「よこはま健康スタイル ～YOKOHAMA ENJOY WALKING～」に事業の概要を掲載しますので、お問合せに対応できる体制を確保してください。）
- (5) 横浜市広告掲載基準第5条第1項各号に該当しないこと

### 2 行事等の内容

民間企業等が実施するもので、健康スタンプラリーの対象となる事業は次のすべての要件に該当するものとします。なお、団体の構成員のみを対象とする行事、有料（実費程度の負担を除く）の行事、クラブ活動（有料会員制）等の体験については対象としません。

- (1) 運動・スポーツ、食生活、その他健康づくり・介護予防を目的とした活動のいずれかに当てはまる講座、教室、イベント
- (2) 健康福祉局の施策・事業と整合性のある事業であること
- (3) 主として横浜市民が参加することが見込まれること
- (4) 1回の参加予定数が30名程度以上と見込まれること

### 3 主催者の責務

主催者の責務は次のとおりです。

- (1) 健康スタンプラリーの趣旨を御理解いただき御協力いただくこと
- (2) 対象事業の会場でリーフレット（応募はがき）等を配布していただくこと
- (3) 参加者の応募はがきにスタンプを押していただくこと
- (4) 実績報告（参加者数）をしていただくこと
- (5) その他「よこはま健康スタンプラリーの手引き」に基づき適正に実施していただくこと
- (6) 実施にあたり問題が生じた場合は本市と協議のうえ速やかに解決を図ること

### 4 申込方法

「第7回よこはま健康スタンプラリー対象事業申込書」によりお申込みください。

- (1) 申込期限
  - ・開催日の1か月前までにお申し込みください。
  - ・内容により、対象事業として登録できない場合があります。登録の可否は、申込書の受理後、原則として10日以内（閉庁日を除く）にお伝えします。結果のお知らせ前に「よこはま健康スタンプラリー対象事業」であることの表示はできませんので、ご注意ください。
- (2) 提出先  
横浜市健康福祉局保健事業課 よこはま健康スタンプラリー担当  
[kf-stamprally@city.yokohama.jp](mailto:kf-stamprally@city.yokohama.jp)
- (3) 添付書類
  - ア 定款、規約、会則その他これらに類するもの
  - イ チラシ等、事業内容がわかるもの又は行事計画書

**【横浜市広告掲載基準第5条第1項（抜粋）】**

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く）
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの  
例： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する）
- (13) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (16) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (18) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (19) 市税を滞納している事業者